

○文部科学省告示第一五二号

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第八項第三号ハの規定に基づき、教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日

文部科学大臣 松野 博一

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成二十五年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

本文中「附則第八項第二号ハ」を「附則第八項第三号ハ」に、「同項第二号ロ」を「同項第三号ロ」に改める。

第三号を第五号とし、第二号中「第四十九条の二第四号」を「第四十九条の二第三号」に改め、「

同法」の下に「第六条の三第十項若しくは第十二項又は」を加え、同号を第四号とし、第一号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を「第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は」に、「施設（教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。）」を「もの」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を行う施設
- 二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が六人以上であるものに限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

○教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設
 (平成二十五年文部科学省告示第百三十二号)
 (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設</p> <p>教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設(同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。)とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第十項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十七条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。)を行う施設</p> <p>二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設(利用定員が六人以上であるものに限る。)</p> <p>三 国、都道府県又は市町村(特別区及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))を含む。)が設置する児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの</p> <p>四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の</p>	<p>教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設</p> <p>教育職員免許法施行規則附則第八項第二号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設(同項第二号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。)とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 国、都道府県又は市町村(特別区及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))を含む。)が設置する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。)</p> <p>二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の</p>

二第三号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第六條の第三十項若しくは第十二項又は第三十九條第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

五 児童福祉法第五十九條の二第一項の規定による届出が行われた施設（第三号に掲げるものを除く。）であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるものと協議して別に定めるもの

二第四号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

三 児童福祉法第五十九條の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの